

愛知県病院協会と神奈川県病院協会との連携・協力に関する包括協定書

愛知県病院協会（以下「甲」という。）と神奈川県病院協会（以下「乙」という。）は、相互の連携を構築・強化し、地域医療の向上と提供体制の確保に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、緊密な連携と協力による活動を推進し適正な地域医療の提供を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 連携・協力事項は、次のとおりとする。

- （1）災害時の相互支援に関する事。
- （2）地域医療の向上と提供に関する事。
- （3）その他甲と乙が必要と認める事項。

（連携・協力方法等）

第3条 前条に定める事項を行うため、情報を交換し必要に応じて協議する。

2 連携・協力を推進するため、他の団体等との連携に努める。

3 前条第1号に定める事項については、具体的内容は定めず、会員からの要請を取りまとめ必要な要請と支援を行う。

（確認事項）

第4条 甲及び乙は、第2条第1号について、この協定の締結が、両県の地域防災計画等に基づき行う医療救護活動への協力を妨げるものではないことを確認する。

（協定の見直し）

第5条 甲または乙のいずれから、協定内容の見直しを申し出たときは、その都度協議し変更ができるものとする。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名の上、各々1通を保有する。

平成27年2月20日

（甲） 愛知県名古屋市中区栄4-14-28
一般社団法人愛知県病院協会

会長 如藤 林也

（乙） 神奈川県横浜市中区富士見町3-1
公益社団法人神奈川県病院協会

会長 長倉 靖彦

震災や台風、火山噴火などの大規模災害に備え、県病院協会と愛知県病院協会が災害時に相互支援を行う協定を結んだ。県病院協会が他県の協会と協定を結ぶのは初めて。東日本大震災のような複数県にまたがる災害を想定し、距離の離れた愛知県を選んだという。

神奈川県病院協会には県内343病院のうち、292病院が加盟。愛知県では323病院のうち220病院が加盟している。

県病院協会によると、東日本大震災では、県との派遣協定に基づき、県内15病院から70チームが宮城、岩手、福島3県に派遣されたが、「必要なものが把握できず、対応が後手後手に回った」との反省があった。災害現場には現地の

災害時、愛知と病院相互支援

医師が入り、病院での当直に派遣された医師が入った方が継続的な支援ができるなどの現状も分かったという。

このため、他の同規模の病院協会と協定を結ぶ検討を始めた。大規模な災害を想定し、隣接県ではなく、「ある程度は距離が離れつつも、陸続きで1日の間に応援に駆け付けられる」として2013年秋、愛知県に声をかけ、今年20日に包括協定を結んだ。

県病院協会の長倉靖彦会長は「行政を通しての相互支援だけでは、迅速に動けず、細やかな部分まで網羅できないことがある。日頃から顔の見える付き合いをする事で、災害時のニーズが伝わりやすい関係を築ける」と話している。